社会福祉施設等への応援職員派遣に関する事務取扱要領

（目的）

1. この要領は、大阪府内（以下「府内」という。）の社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下「感染症」という。）の影響により、当該社会福祉施設等に勤務する職員が不足する場合に、他の法人が運営する施設等から職員派遣を行うために必要な事務手続き等を定め、迅速かつ円滑な支援を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）社会福祉施設等

　　　　府内において高齢者、障がい児・者、児童、救護その他福祉的支援を要する者が入所または居住する施設等をいう。

　（２）応援要請施設

　　　　陽性者等（感染が疑われる者及び濃厚接触者を含む）が発生し、応援職員を受入れる社会福祉施設等をいう。

（３）福祉関係団体

府と「応援職員派遣に関する協定」を締結する以下の施設団体をいう。

　　　　　社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

　　　　　公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会

（４）応援協力施設

応援要請施設を運営する法人を支援するため、職員を派遣することへの協力申出を行い、応援協力施設リストに登録された施設（応援要請施設と同一の法人が運営する施設を除く。）をいう。

　（５）応援職員

　　　　応援協力施設が応援要請施設を運営する法人を支援するために派遣する職員をいう。

（応援職員の支援先と身分）

第３条　応援職員の支援先は、原則、感染リスクの低い以下の施設（エリア）とし、応援協力施設の職員の身分をもって支援する。

（１）　応援要請施設を運営する法人の他施設（玉突き支援）

（２）　応援要請施設のグリーンゾーン（清潔区域）

（応援職員の従事業務と派遣期間）

第４条　応援職員の従事業務は、応援協力施設が認めた範囲とする。また、派遣期間は最大５日間（１クール）を原則とする。ただし、応援協力施設が5日以上の支援を認める場合はこの限りではない。

（応援協力施設の募集と申出）

第５条　応援協力施設の募集は、府及び福祉関係団体が行うものとし、申出は、応援要請施設を運営する法人を支援するため、職員を派遣することに協力する施設等が「入所系社会福祉施設等への応援職員派遣についての協力申出書（様式第１号）」（以下「申出書」という。）を提出することにより、行うものとする。

（応援協力施設リストの作成・登録）

第６条　府及び福祉関係団体は、前条の申出をとりまとめ「応援協力施設リスト（様式第２号）」（以下「リスト」という。）を作成し、登録するものとする。

（申出書及びリストの関係機関への提供）

第７条　府施設所管課は、第１条の目的を達成するために、申出書及びリストを施設所在市町村等へ提供することができる。

（感染症発生時の対応と職員の派遣依頼）

第８条　応援要請施設を運営する法人は、当該施設の感染症対策を実施し、感染症の拡大防止措置や他に運営する施設も含めた勤務シフトの組み換えや配置換え等の人員確保等の措置を講じるものとする。

２　前項の措置を講じても、サービスを継続するために必要な職員が不足する場合は、「応援職員派遣依頼書（様式第３号）」に応援要請にあたっての希望条件等を記載し、必要書類を添えて、応援要請施設を所管する行政機関を経由（府所管の場合は経由を要しない）のうえ、府施設所管課へ応援職員の派遣を依頼することができる。

（派遣調整の開始）

第９条　府施設所管課は、前条第１項の措置を確認するとともに、施設所在市町村等と連携のうえ、応援職員の派遣依頼が適当と認める場合は、派遣調整を開始するものとする。

また、派遣調整を福祉関係団体へ依頼する場合は「応援職員の派遣調整について（依頼）（様式第４号）」によるものとする。

（応援職員の派遣調整及び応援協力施設の同意）

第10条　府施設所管課又は福祉関係団体は、応援職員として求められる専門性（種別）や支援する施設等との近接性を踏まえ、「応援職員の派遣について（依頼）（様式第５号）」により具体的な職員派遣の依頼内容を応援協力施設へ提示し、受諾の可否や同意する範囲等について協議するものとする。

２　応援協力施設は、提示された依頼内容について協力できる範囲等を検討し、受諾できる場合は「応援職員派遣同意書（様式第６号）」により、施設所管課又は福祉関係団体に回答するものとする。また派遣調整を福祉関係団体が行った場合は、前条の派遣調整結果を「応援職員の派遣調整結果について（通知）（様式第７号）」により府施設所管課へ通知するものとする。

（派遣の決定）

第11条　府施設所管課は、派遣を決定した場合は、応援協力施設及び応援要請施設を運営する法人並びに施設所在市町村等へ「応援職員の派遣決定について（通知）（様式第８号）」により、通知するものとする。

（応援職員派遣に係る費用の支援）

第12条　府は、応援職員の派遣に係る費用について「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業費補助金交付要綱（令和２年10月14日施行）」に定めるところにより補助するものとする。なお、福祉関係団体は、府との委託契約により、派遣調整とともに必要な事務手続きや、応援職員の派遣に係る費用の一部を支出することができる。

（その他）

第13条　府施設所管課は、福祉関係団体が定めた様式等について、本要領に定める様式に代えて活用することを認めることができる。

附 則

この要領は、令和２年11月４日から施行する。

◆施設種別による府施設所管課一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 大阪府福祉部施設所管課 |
| 高齢施設 | 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ |
| 障がい施設 | 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ |
| 児童関係施設（障がい児入所施設以外） | 子ども室 家庭支援課 育成グループ |
| 救護施設 | 地域福祉推進室 社会援護課 生活保護調整グループ |